

会議録
平成30年第1回更別村議会臨時会
第1日（平成30年1月19日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第 1 号 更別村行政区域条例の一部を改正する条例制定の件

◎出席議員（8名）

議長	8 番	松 橋 昌 和	副議長	7 番	本 多 芳 宏
	1 番	安 村 敏 博		2 番	太 田 綱 基
	3 番	高 木 修 一		4 番	織 田 忠 司
	5 番	上 田 幸 彦		6 番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	総 務 課 長	末 田 晃 啓
住民生活課長	宮 永 博 和		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	平 谷 雄 二
書 記	小野山 果 菜		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 1 回更別村議会臨時会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。また、新年明けましておめでとうございます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日ここに平成 30 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、平成 30 年の輝かしい年は、若干の降雪があったものの総じて天候にも恵まれ、穏やかな新年の幕あけを迎えることができました。また、平成 29 年度の農業粗生産額は、史上最高が見込まれ、これもひとえに生産者の高い営農技術と不断の努力によるたまものと深く敬意を表するものでございます。引き続き関係機関との連携のもと農業の基盤整備やさらなる振興と充実に向け、基幹産業である農業施策を全力で進めてまいり所存であります。さらには、依然として予断を許さない T P P 11 や日 E U ・ E P A など国際情勢の動向、国内経済にしっかりと目を向け、住民の皆さんが安心して働き、暮らせるまちづくりに向け、職員一丸となって村政執行に当たってまいります。

本年は、第 6 期総合計画の初年度となります。登載された基本構想、基本政策、重点項目の着実な実行に向け、住民の皆さんとの情報や意識の共有化を図りながら、将来にわたって豊かで持続可能な村を構築する確かな一歩を歩んでまいりたいと考えております。本年も議員各位の皆様のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、更別村行政区域条例の一部を改正する条例の件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、村瀬さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに平成30年第1回更別村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありまして、これに応じ1月19日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承をお願いします。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭での補足説明をさせていただきます。

更別村総合教育大綱をごらんください。表紙をめくりまして目次であります。今回の大綱の策定の根拠並びに大綱の役割を記載しております。この大綱の構成におきましては、昨年10月に新たに策定されました北海道総合教育大綱を参考として、基本理念、基本方針、施策体系の3部構成としております。

策定の根拠でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、平成28年1月に策定しました更別村総合教育大綱についてその対象期間が平成27年から平成29年までとなっておりました。今回対象期間を平成30年度からとする新たな更別村総合教育大綱を村長と教育委員会の協議、調整の場であります総合教育会議での協議を経て、昨年12月に策定したところであります。

大綱の役割は記載のとおりであります。前回の大綱につきましては、平成29年度までを計画期間とした第5期更別村総合計画に基づいた内容としていたことや平成27年から平成29年度を対象期間としていた北海道総合教育大綱を参考といたしまして、平成29年度までの対象期間としていたところでありますけれども、今回の大綱につきましては平成30年度からの第6期総合計画に基づいた内容としていることでありますことや新たな北海道総合教育大綱が具体的な期限を定めず、必要に応じて改定するということを踏まえ、北海道と同様に必要に応じて改定することとしております。

具体的な内容でありますけれども、1ページの基本理念につきましては、更別村教育目標及び更別村教育の日を基本理念として更別村の教育を推進することにしております。

続きまして、2ページにまいりまして、上段の基本方針につきましては、第6期総合計画の基本構想の基本目標5、人が育つまちづくりの内容及びそのまちづくりの方針の内容について策定をさせていただきました。以下お目通しをいただきたいと思います。

2ページの下段からによる施策体系につきましては、同じく第6期の総合計画の基本計画の教育にかかわる内容に基づいております。このうち3ページの(5)、学校教育の①から⑥及び⑪につきましては、前回の大綱でも総合計画の内容を補完して記載していたものでありまして、今回も記載をしておるところであります。

なお、詳細につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭での補足説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議長 長 次に、日程第7、議案第1号 更別村行政区域条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第1号 更別村行政区域条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村行政区域条例（平成22年更別村条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、現在の行政区域は昭和53年の行政区再編により設定されたものであることから40年近く経過をしており、現状における農地等の土地利用状況が変化していることから、当該行政区より区域の変更にかかわる要望書の提出があったことを受け、更別区、南更別区、旭区の行政区域を一部変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別区、南更別区、旭区の区域を改めるものでございます。

次のページにまいりまして、1ページにまいります。1ページ目は、更別村行政区域条例の一部を改正する条例であります。

更別村行政区域条例（平成22年更別村条例第23号）の一部を次のように改正するものであります。

第2条の別表の別紙を次のように改めるものであります。

示されている図は、行政区設定図であります。太字のところで示しておりますけれども、このところを改正するということであります。

続いて、2ページをごらんください。2ページは、同じく行政区域設定図でありますけれども、更別市街地、上更別市街地であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、資料を添付してありますので、資料のほうをごらんください。資料、行政区域設定図であります。カラーで示させております。青い枠、それから赤い枠があります。青い枠でありますけれども、現在の行政区域であります。これが赤い枠、改正後の行政区域ということで、改正後の行政区域は赤い線で示しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 要望書について質問したいのですが、その要望の詳細というか、その要望が上がってくるまでに、行政区で上がってきていると思うのですが、その中で要望の詳細を示す際の人数は割合とかはどのくらいいたのか。また、村として、その要望書が上がってくるまでにどのくらいの割合があれば要望書として受けとめられるというか、例えば行政区で出してくるでしょうけれども、その中身のぐあい、どれぐらいの人たちの要望があって、それが本当に要望書になってきたのかというところをもうちょっと補足説明いただきたいと思います。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 太田議員のご質問にお答えしたいと思います。

人数等の割合ということでございますが、これは何人という形で具体的な数字を押さえながら示されているということではなくて、あくまでも行政区の皆さんによっての総意のご意見に基づいて要望を出されているという考え方をしてございます。ですので、当然行政区の皆さんの全体のご意見として村のほうとしては受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということは、この要望書が上がってきたときにその行政区内でどれぐらいの賛成があった、どれぐらいの反対があった、そういったものはわからないということでしょうか。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今議員おっしゃったとおり、全体的な意見の中ということでこちらのほうは受けとめておりますので、細かい数字的なものについてはお聞きしていないところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今般本条例の一部を改正するという形の提案でございますけれども、基本的に大変申し訳ないのですが、私も先般一般質問で市街地等の行政区の再編について要望、意見を提出させていただきました。それはそれとして、この再編にかかわる部分の経過措置の中で、若干勉強不足ではございますが、昭和53年に行政区の大々的な再編を実施してございます。まず、今回の提案の行政区の要望があったという趣旨のご説明の中で今回の変更ということの提案でございますけれども、基本的に昭和53年にかなりの大編成をしている中の捉え方、あるいはその再編した中の内容の経過について多少補足説明していただければありがたいというふうに思います。

○議 長 ほか関連のご意見ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 答弁調整のため若干休憩を入れます。

午前10時17分 休憩

午前10時22分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永住民生活課長。

○住民生活課長 大変申しわけありません。

今議員のご質問でございますが、集落再編につきましては、昭和53年に行政区設置条例が議会で議決されまして、その後昭和55年6月に各行政区の名称決定による改正等が行われているところでございます。56年5月に上更別西区を香川区に名称変更による改正、57年4月に上更別東区を東栄区の名称に変更する改正を行っております。また、平成4年4月、曙町の新設によりまして改正されまして、今25の行政区に至っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、再編の経過については理解できましたけれども、多分この再編にかかわるものの原則、原理というのがあって再編がなされたというふうに考えるところでございますので、その大原則といいますか、この区域条例の位置づけの原理原則というものがなければ再編だとかそういうものは提案できないと思うのですけれども、その内容というか、今回はたまたま農地等の利用状況に基づいて再編をしたいということでその行政区から申し出があったという形でございますけれども、これはあくまでも前提があって、要因があって、区域も含めて、先ほど太田議員も言ったように人口もあったり、コミュニティーの問題もあったりしながら、その根拠法があって、この条例を改正するという形の提案でなければならないというふうに考えるのですけれども、その根拠の部分があるどのような根拠に基づいて再編をしているかという経過も多少加えて説明していただければありがたいのですけれども。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 昭和53年に行政区の大編成がなされたと。その後の経過も含めて今ご説明をさせていただきましたけれども、当然その一行政区としての過去のつながり、農村地区なら農村地区、市街なら市街地区のつながりを含めた中で再編を行ってきたということでございます。また、村の住宅、宅地、団地、そういうものも含めて、一行政区がどのような形が一番望ましいのかも含めて、今の現在の行政区になっているというふうな認識をしているところでございます。

また、村のほうとしても各行政区にはいろんなお願いをしているところでございます。

これらのものも含めて、村しても例えば配付物だとかそういうものも含めて一番望ましいのがどういう形なのかを含めて、地域住民と共有をしながらの中で今の再編に至っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 済みません。最後の質問になってしまう可能性がありますが、今つらつら説明していただいている中のまとめとして、今般の条例の一部改正については、要望書があったから実施をする、あるいは提案するという形の提案でございますけれども、私は重要なのはあくまでも住民というか、行政区の要望があったからやるというふうしかこの文章、あるいは考え方としては、その過程といいますか、そういうことでしか解釈できないわけなのです。そうすると、今つらつらと前段で申し上げたということは、当然要望書も必要ですが、行政の執行体制として必要ありきで実施した経過もあるのではないかと、ということが非常に私は心配しているというか、そのあり方がどうなのかというのを確認したいというよりも、やっぱり行政の執行のための副村長今説明したように地域のコミュニティーだとか農地の利用だとか、住民だとか戸数だとかいろんな要因があって当然その行政区というのは再編というか、構築されるべきなので、それが今の中では行政区の再編については、あくまでもその当該地域の行政区の要望に基づいて再編するのだよというような捉え方しかできないような文章になっているものですから、それはちょっと違うのではないかと。やっぱりそれはコミュニティーを、行政をつかさどるといって、行政が当然執行しなければならない中で何らかの行政の関与がなければ、地域の行政区に任せると、では要望があれば何でも受けてしまうという形に今後になってしまう可能性ありますよね、実質的に。そうではなくて、やっぱりそこは行政手腕としてどう持っていくのかという強い理念がなければだめだと思っていますので、今過去の事例と経過についてそれを内容を説明いただき、どういう形が望ましいのかという部分、ある意味では何らかの形の明文化も必要な部分もあるかもしれませんけれども、その点のあり方論というか、今回にここに至っているだけでなく、行政区割りのあり方についてどう捉えているのかも少し加えてというか、あり方の原則をきちっと説明していただきたいというふうに思っております。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 行政区の区割りでございますけれども、今回は当該行政区からの要望があった中での再編の一部条例の改正案ということでございます。安村議員がおっしゃられたように当然行政としても、先ほども申し上げましたように行政が行政区にお願いをしている項目もございます。これらのお願いしていることも支障が将来出てくるというようなことがあれば、それは行政も中心になって、その再編等も当該行政区との調整を行っていかねばならないというふうに思っております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今回の関連になるのですけれども、今の説明だとあり方の説明になっていないと思うのです。それを言ってしまうと、本当に行政区で何々町人数少ないから行政区あわせてくれと言ったら、それをすぐやるのかという話になってしまうということを安村議員もおっしゃっていたのだと、そういった意味も含めて話もしていたのだと思うのですけれども、そのあり方ということについてもうちょっと詳しく説明いただけますでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 当然に今行政区単位でおのおのコミュニティー活動を行っていただいているわけですが、当然そのコミュニティーの中では冠婚葬祭とかいろんな行政区の行事とか、そういう中で運営をされているわけですが、これらについても行政区が今の体制の中では、当然これから少子高齢化に進んでいくわけですが、そういう部分でどうしても機能できないというような支障が出てくることも十分考えられるわけで、それらについては当然行政区の要望も含めて村も積極的に関与してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいまいろいろお話出ておりますけれども、先般も安村議員が質問しておりますけれども、そういった課題が出てきている状況です。そういった中でどうだということ質問されているわけですが、地域のサービスというのが一番大事だと思うのですが、そういった課題をどのようにするために村として今後考えていけないのか。要望なければ動かないのか、それとも村としての考えをきちっと持っておられるのかどうか、その辺について聞きたいのですけれども、6次計画の中にもそういったこともありませんでしたよね。だから、村としてそういった課題をどういうふうに克服していくのかということちょっと整理していただきたいというふうに思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 現在今の各行政区から行事等を含めて行政区の活動自体に支障が出てきているというような直接の申し入れというのはございません。ただ、市街地も、それからそれ以外も含めて、当然戸数等のばらつきというのがかなりございます。少ないところでは十数戸というようなところもございます。やはり再編を考えるときには本当に行政区での支障が出ていると、もうこの単位の中ではどうしても行政運営が困難だということが実際ご要望等があれば、それは近隣行政区等も含めて、村も入って協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連ですけれども、説明の中ではやはり受け身なのか、住民主体に

というふう聞こえるのですけれども、今はそういう質問ではなくて、行政としてそういう考え方を常に検討しているということが必要でないかということが根幹にあると思うのです。規則には当然そういうことも含めて自主自立の活動を促すということは、行政側のかかわりというのはかなり深く介入していくべきだということで考えるときには、今の質問では現状の説明であって、行政としてどうかということにはなっていないと思うのですけれども、再度質問させてください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今現在行政区でやられている自主活動について村が直接的に口を挟むだとか、基本的にはそういうことはございません。今現在各行政区から特段の要望等について、あるわけではございませんので、その部分については各行政区の自主性を重んじるというような形を自治体としてはとらせていただきたいというふうに思っております。

また、行政区の中でも各班のもっと小さい区割りの中で各行政区はやられているというふうに思いますけれども、やはり行政区の中でも当然高齢化も進み、それから班編成の中でもかなり戸数も減ってきているというところもあって、ある行政区についてはその中の再編、班の再編というのも検討しているところもあるというふうに聞いておりますので、あくまでも村の立場としては今ある行政区の自主的な運営について強力に関与することとは、なかなかそれは過去からの地域のつながりもあって難しいものと考えておりますので、あくまでも行政区等にあったときには当然行政区の再編となれば関連の当該行政区との調整もございますので、そういう部分については強く協力、調整等を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 要するに今の行政区の区割りで行政としては機能しているし、問題もなく推移していますよということによろしいでしょうか。そして、このたびは要望に基づいて調査した結果、なるほどこれはやっぱり変えるべきだと、機能していないなという判断だということによろしいでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今回の行政区の再編については、当該行政区の総意のもとに村のほうに要望書が上がってきて、それを受けてこれが妥当であろうと、これが行政区が望む内容であれば今議会に条例の一部改正を提出するというところで判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 わかりました。

そうしますと、再度重ねて質問になりますけれども、今回の条例改正については十分理解できましたけれども、今後における考え方についてなのですが、今行政のほうではしようというところは考えていないものですから、今後住民からの要望あればそこでまた新た

な行政の判断ということになるのか、もしくは行政はもともと考えていないから、そこはケース・バイ・ケースもあるのでしょうか、要するに今聞いている基準、これは安村議員と重複しますけれども、執行者としての最低のルールというのか、工程、要するに目的は何であるのかとか、どういうときに再編が可能だとかということの定めというのは今持ち合わせていないと思いますが、今後についてそれはつくるといったようなことは考えはお持ちでないでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 これから行政区から今後少子高齢化に向かってどういう要望が上がってくるのか、その辺についてはいろんなケースがあろうかと思います。その中で一つのモデル案みたいなものを、行政区再編に向けてのモデル案等をつくっておいたほうがよいのではないかとことでございますけれども、なかなかその案件等をこういう場合にはこうするのだ、ああいう場合にはこうするのだと、そういう細かい部分を想定するのはなかなか難しいなというふうに思っております。あくまでも過去からのつながりがある行政区の再編については、当然その地区の住民合意もなければ難しいと思いますので、ケース・バイ・ケースによって対応を考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今副村長の答弁で大体意味はわかるのですが、私もちょっと確認しておきたいと思っているのは、昭和53年に行政区のこれ大改革だったのです、当時のことを思い出せば。それはどういうことかという、一つにはまず行政区会の考え方、それから農事組合のあり方、それからその戸数、人と人とのつながり、こういったことを全部含めた中で更別においては大改革をやってきたわけなのです。今いろんな議員さんが質問しましたが、やはり村の考え方というのはかなり持っていていかなないと、要するにそれは住民エゴなのか、正当論なのか、いろんな部分があると思うのです。ですから、その当時のことを考えると、例えばもう部落として機能が果たせなくなっていたというような実態だったのです。ですから、その辺を含めて今例えば市街地における行政区がもし機能しなくなったとすれば、当然行政側である程度の判断をしていかなければならない。もちろん地域の要望もあるでしょうけれども、地域の要望があって初めて検討するのではなくて、あくまでも更別全体を考えたときに行政区というのはこういうものだという部分は持っていかなければならないのだろうというふうに私は思っています。したがって、今回の改正の理由というのは、これはもう十分理解できるのですが、今後においては住民要望もさることながら、行政主導でこの行政区というのはやっぱりつくっていかなければならないのだろうというふうに私は思っています。

ちょっとしつこくなりますけれども、若葉だとか、それから柏だとか、こういったところはもう既に再編しているわけなのです、市街地においても。それから、農村部でいけば当時これは内規というか、一つの暗黙の戸数だったと思うのですが、20戸以上がな

ければ行政区は設置できないだろうという一つの判断もあったように伺っております。そこがもし切れた場合に今後どうしていくのかだとかというものを今のうちから検討するべきなのだと私は思います。そういうような考え方でいていただきたいということで、ちょっとその辺どういう考え方持っているのか聞きたいと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今上田議員から当時の行政区の最少単位が20戸だというようなお話がございました。当然昭和53年にやってから地域の戸数も人口もかなり変動しているということがございます。基本的には全体で見れば、戸数はふえても人口が行政区では減っているところもかなりございますし、また当時の20戸という基準からいえばそれを下回っている行政区も確かにございます。その中で、現在の行政区の要望だけでなく、村からも積極的に関与してはどうかというお話でございますけれども、これからもさらに人口も減っていくということも予想されますので、その中で一つのそういう行政区のあり方についての考え方というのは、村のほうでも検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 議長、3回私質問しているので、権利はないのですけれども、特別にちょっと1点だけお願いできればありがたいのですけれども、お許しいただけるでしょうか。

○議 長 安村さんの本案に対する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって発言を許します。

○1番安村議員 1点だけ、重要な課題ですので、副村長も含めて少し具体的な回答をいただきたいというふうに思います。今の説明をいただいている中で、地域コミュニティーについては現状の中で問題がないという判断をしているというご回答をいただきました。これは、再編というものは相手があってできるものであって、単独で自分がやってほしくても相手がいなければできないということが僕はそこが課題ということで、皆さんも含めて質問しているはずなのです。それが行政があくまでも要望があったから、再編の要望、すなわちコミュニティーだとかいろんな部分の要因を含めた中で要望が出てこないとやらないという、そういう消極論では今行政が考えているという再編も含めて行政のあり方について全く考えていないという言い方の回答にしかなくなっていないというふうに思っていますけれども、その点きちっとこの議会の中で説明して、どういう形にしていくかという部分も含めてきちっと整理しながらご回答いただきたいというふうに思いますけれども。

○議 長 ほかに関連の質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 今いろんな議員さんからのご指摘ありまして、もちろん行政執行の段階で行政区の編成等々については、これは行政から見て必要最小限というか、そういうような部分とか、村政の執行に当たって具体的に住民のニーズとか生活環境とかという部分を含め

ますと、防災とかいろんなこともありますけれども、その辺はしっかり考えていかなければいけないというふうなことも思います。もう一つは、住民自治という観点から、いわゆるコミュニティ形成、あるいはこれまで培ってこられたいろんなつながりとか形成の中で、さまざまな要因とかも含めて考えていかなければいけないのかなというふうなことも思います。

これから少子高齢化になります。第6期の中には具体的に再編について明言されたところはないと思いますけれども、それについて言及しているところはあると思います。そういう点で、今後村のそういうような行政単位、あるいはそういう部分についてしっかりと動向を見詰めながら、要望がなければやらないということではなくて、そういうふうな観点をしっかり持ちつつ行政がうまく執行できると同時に、住民の皆様の住民のニーズあるいは住民自治、その両輪で成り立っているわけですので、そういうコミュニティを含めて円滑に村政の運営と、そして住民の方の生活、あるいはそういうことが回っていけるように今後考えていかなければならないというふうに思っておりますので、行政はその辺については主体的に原理原則見直すところについてはしっかり確立あるいは形成をしながら、今後の動向、人口の対応とかいろんなコミュニティの形成等々にとって必要な部分について見定めながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 それでは、これで質疑を終わらせていただきます。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第1号 更別村行政区域条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回更別村議会臨時会を閉会をいたします。

(午前10時49分閉会)